

知って得する!

国民年金  
あれこれ

年金は人生のもしもを支える社会保障制度

年金は老後のためだけじゃない!!

障害年金



年金は、老後の生活を支える「老齢年金」のイメージがありますが、現役世代でも、病気やけがなどで障害が残り、生活を営むことや労働することに重い支障が生じたときには、「障害年金」が支給されることがあります。

加入していた公的年金によって、

障害年金の種類が異なります

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」「障害共済年金」があります。障害の原因になった病気の初診日（最初に診療を受けた日）に、どの年金制度に加入していたかによって、受給する障害年金の種類が決まります。ご不明な点は、左記の各問い合わせ先へお願いします。

加入していた年金制度	障害年金の種類	問い合わせ先
国民年金	障害基礎年金	富士年金事務所 所、市役所3 階国保年金課
厚生年金	障害厚生年金	富士年金事務所
共済年金	障害共済年金	各加入共済組合

障害基礎年金について

支給額

障害認定日の翌月から年金が支給されます（各偶数月に、2か月分の年金を支給）。

1級障害	年額96万6000円 (月額8万5000円)
2級障害	年額77万2800円 (月額6万4400円)

※平成27年2月時点。

次の条件を全て満たしているときは、障害基礎年金を受給できます

●20歳で国民年金に加入しているときや、20歳前または60歳で厚生年金に加入していない期間に、障害の原因になった病気やけがの初診日がある

●障害の原因になった病気やけがによる障害の程度が、**障害認定日**または20歳に達したときに、**障害年金の1級または2級の状態**になっている（障害者手帳の級とは異なります）  
※**障害認定日**：障害の程度を定める日。その障害の原因になった病気やけがの初診日から1年6か月が経過した日、または1年6か月以内はその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日。

●初診日のある月の前々月までの年金加入期間で、年金を納めた期間と免除を受けた期間が3分の2以上ある、または初診日のある前々月までの直近1年間の年金加入期間に保険料の未納期間がない  
※20歳前に初診日がある場合は、納付の条件はありません。



国民年金保険料は、前納（まとめ払い）するとお得です!

国民年金保険料は、納付期限より1か月早く支払う「早割」や、6か月、1年、2年分の前納があります。前納する期間が長いほど割引額は大きくなります。

よくある質問

Q 通院を始めてから国民年金を納付しても、障害基礎年金は受けられますか？

A 受けられません。納付要件は、初診日の時点の状態を確認します。もしも、のときのために、ふだんから国民年金の納付をしておきましょう。

まずはご相談ください

障害年金の請求ができてくつか、医師に相談の上、富士年金事務所または市役所3階国保年金課に相談しましょう。



お願い

6か月前納（4～9月分、口座振替・クレジットカード）、1年前納（口座振替・クレジットカード）、2年前納（口座振替）の申し込みは、金融機関・市役所・年金事務所まで**2月末日まで**に行ってください。

問い合わせ

富士市役所 国保年金課国民年金担当 ☎(55)2755 ☎(51)2521  
 日本年金機構 富士年金事務所 ☎(61)1900 ☎(64)5411  
 日本年金機構 ☎http://www.nenkin.go.jp